

改正派遣法に基づくマージン率等の公開

対象期間：2024年3月1日～2025年2月28日

2012年10月1日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主（当社）は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金を占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率）を公開することが義務付けられました。（法第23条第5項）
このマージン率は、以下の計算式で算出されます。
マージン率は「派遣事業報告書」に基づき算出しております。

マージン率 =
$$\frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

派遣労働者の数	0 人（対象期間末日）			
派遣先の数	0 社			
派遣料金の1人あたりの平均額	19,200円（1日8時間あたり換算）			
派遣労働者の賃金の平均額	13,768円（1日8時間あたり換算）			
マージン率	28.29%			
教育訓練に関する事項	教育訓練の種類	方法	賃金支給状況	労働者の費用負担
	派遣前訓練	off-JT	有給	なし
	制作全般基礎知識	off-JT	有給	なし
	海外研修	off-JT	有給	なし
	リーダー研修	off-JT	有給	なし
福利厚生	各種社会保険加入 （厚生年金保険、雇用保険、労災保険） 年1回健康診断 出産・育児・介護休暇制度 等			
労働者派遣法30条の4第1項の労使協定の締結の有無	有			
上記労使協定の有効期限	2025年3月1日～2026年2月28日			
上記労使協定の対象となる労働者の範囲	全ての派遣労働者			

●マージンに含まれる費用

社会保険料：健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料、雇用保険料、労災保険料等の事業主負担分
会社運営経費：健康診断費用、募集費用、就業管理費用、営業費
営業利益：労働者派遣料金から労働者の賃金、社会保険料、会社運営経費を差し引いた利益